

はつらつ講座

遺言を愛のメッセージにするために

本人だけでなく、遺された者にとっても幸せなエンディングとなるための鍵の1つに、財産をはじめとする生活関係の清算があります。そのために用いることができる方法にはいろいろありますが、遺言もその1つです。

遺された者にとっても遺言が愛のメッセージとなるためにはどうすればよいか、考えてみたいと思います。



日時

令和5年
2月14日(火) 14:00~15:00(受付:13:30~)

会場

周防大島町大島文化センター
(周防大島町大字小松138-1)

◆講師



山口県立大学
社会福祉学部社会福祉学科 教授

藪本 知二

- ・法学、憲法、人権論、権利擁護論、民法などを担当
- ・「遺言は遺された家族の悲しみを癒せるか」をテーマに研究中

【お問い合わせ】

山口県立大学地域共生センター TEL: 083-928-5622
周防大島町大島文化センター TEL: 0820-74-3800

***感染防止のためマスクの着用等、ご協力をお願いいたします。**

個人情報厳重に管理し、この講座の開催に係る目的以外には使用しません。当日、悪天候や災害が発生した場合や、新型コロナウイルス感染症等やむを得ない事情が生じた場合は中止することがあります。